

(議案別冊 2)

令和5年度

川越市予算書

一般会計

特別会計

(令和5年2月13日提出)

目 次

* 一 般 会 計 予 算	(議 案 第 2 6 号) -----	1 頁
---------------	-----------------------	-----

〔 特 別 会 計 〕

* 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 7 号) -----	1 8 頁
* 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 8 号) -----	2 1 頁
* 歯 科 診 療 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 2 9 号) -----	2 3 頁
* 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 3 0 号) -----	2 5 頁
* 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 3 1 号) -----	2 8 頁
* 川 越 駅 東 口 公 共 地 下 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 3 2 号) -----	3 0 頁
* 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算 (議 案 第 3 3 号) -----	3 2 頁
* 水 道 事 業 会 計 予 算 (議 案 第 3 4 号) -----	3 5 頁
* 公 共 下 水 道 事 業 会 計 予 算 (議 案 第 3 5 号) -----	3 9 頁

議案第 26 号

令和 5 年度川越市一般会計予算

令和 5 年度川越市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 13 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 市 税		58,453,985 千円
	1 市 民 税	26,090,426
	2 固 定 資 産 税	23,418,322
	3 軽 自 動 車 税	750,100
	4 市 た ば こ 税	2,234,712
	5 入 湯 税	662
	6 事 業 所 税	1,685,813
	7 都 市 計 画 税	4,273,950
2 地 方 譲 与 税		866,806
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	191,226
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	637,420
	3 森 林 環 境 譲 与 税	38,160
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		200,000
	1 配 当 割 交 付 金	200,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		200,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		610,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	610,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		54,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	54,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		81,200
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	81,200
10 地 方 特 例 交 付 金		449,621
	1 地 方 特 例 交 付 金	449,621
11 地 方 交 付 税		2,552,563

款	項	金 額
	1 地 方 交 付 税	2,552,563 千円
12 交通安全対策特別交付金		41,092
	1 交通安全対策特別交付金	41,092
13 分担金及び負担金		837,347
	1 分 担 金	49
	2 負 担 金	837,298
14 使用料及び手数料		1,931,980
	1 使 用 料	1,289,574
	2 手 数 料	642,406
15 国庫支出金		21,006,439
	1 国庫負担金	19,161,201
	2 国庫補助金	1,768,730
	3 委 託 金	76,508
16 県支出金		9,118,257
	1 県 負 担 金	6,278,764
	2 県 補 助 金	1,528,668
	3 委 託 金	1,310,825
17 財産収入		277,723
	1 財産運用収入	168,443
	2 財産売却収入	109,280
18 寄附金		430,000
	1 寄 附 金	430,000
19 繰入金		4,194,900
	1 基金繰入金	4,014,181
	2 他会計繰入金	180,719
20 繰越金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
21 諸収入		3,040,387
	1 延滞金、加算金及び過料	80,000

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	85 千円
	3 貸 付 金 元 利 収 入	752
	4 受 託 事 業 収 入	202, 431
	5 雑 入	2, 757, 119
22 市 債		7, 123, 700
	1 市 債	7, 123, 700
歳 入	合 計	121, 000, 000

(2) 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		641, 933 千円
	1 議 会 費	641, 933
2 総 務 費		10, 519, 278
	1 総 務 管 理 費	8, 291, 836
	2 徴 税 費	1, 201, 416
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	556, 410
	4 選 挙 費	334, 737
	5 統 計 調 査 費	42, 346
	6 監 査 委 員 費	92, 533
3 民 生 費		54, 548, 275
	1 社 会 福 祉 費	26, 025, 055
	2 児 童 福 祉 費	20, 586, 832
	3 生 活 保 護 費	7, 934, 305
	4 災 害 救 助 費	2, 083
4 衛 生 費		14, 515, 079
	1 保 健 衛 生 費	5, 642, 807
	2 清 掃 費	6, 512, 272
	3 下 水 道 費	2, 360, 000
5 労 働 費		160, 805

款	項	金額
	1 労働費	160,805 千円
6 農林水産業費		819,620
	1 農業費	819,620
7 商工費		902,570
	1 商工費	902,570
8 土木費		8,958,112
	1 土木管理費	644,777
	2 道路橋りょう費	2,511,270
	3 河川費	821,836
	4 都市計画費	4,603,430
	5 住宅費	376,799
9 消防費		4,734,003
	1 消防費	4,734,003
10 教育費		13,999,644
	1 教育総務費	3,775,078
	2 小学校費	1,591,633
	3 中学校費	1,353,237
	4 高等学校費	775,620
	5 特別支援学校費	12,847
	6 社会教育費	3,035,823
	7 学校保健費	3,455,406
11 災害復旧費		2,000
	1 土木施設災害復旧費	2,000
12 公債費		10,869,315
	1 公債費	10,869,315
13 諸支出金		179,366
	1 普通財産取得費	94,845
	2 土地開発公社費	84,521
14 予備費		150,000

款	項	金額
	1 予 備 費	150,000 千円
歳 出	合 計	121,000,000

第2表 継続費

款	項	事業名	年 度	年 割 額
10 教育費	2 小学校費	小学校体育館 空調設備等 整備事業(第1期)	令和5年度	千円 245,400
			令和6年度	358,300
			計	603,700
	3 中学校費	中学校体育館 空調設備等 整備事業(第1期)	令和5年度	378,200
			令和6年度	551,900
			計	930,100
	6 社会教育費	蔵造り資料館 耐震化事業	令和5年度	143,300
			令和6年度	151,900
			令和7年度	131,500
			令和8年度	113,700
			計	540,400

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報川越の印刷製本に要する経費（令和6年度事業分）	令和5年度から令和6年度まで	契約に基づき決定する期間中における広報川越の印刷製本に要する額
川越市土地開発公社に対する債務保証（令和4年度借入分）	令和5年度から令和9年度まで	元金1,641,000千円及びこれに伴う利子との合計額
公共用地先行取得費及び公共施設整備費（令和5年度事業分）	令和5年度以降	川越市土地開発公社が市の委託により行う公共用地の先行取得及びその事業の実施とあわせて行う公共施設の整備に要する額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和5年度事業分）	令和5年度から令和10年度まで	元金764,400千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和5年度に借入期限満了となる平成30年度借入分）	同 上	元金3,849,000千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市芳野市民センター整備に係る設計業務委託	令和5年度から令和6年度まで	47,289千円
川越市総合福祉センターエレベーター改修工事	令和6年度	44,781千円
公立保育所更新整備工事設計業務委託	令和5年度から令和6年度まで	30,469千円
障害児通園施設園児送迎バス運行業務委託（令和5年度契約分）	令和5年度から令和10年度まで	210,000千円
川越市保健所空調・換気設備中央監視装置等改修工事	令和6年度	11,671千円
川越市斎場予約受付管理、表示運営支援システム運用・保守業務委託	令和6年度から令和10年度まで	15,118千円
ごみ処理施設で使用する薬品購入に要する経費（令和6年度事業分）	令和5年度から令和6年度まで	契約に基づき決定した期間中におけるごみ処理施設で使用する薬品購入に要する額
塵芥処理車（ディーゼル）の購入に要する経費（令和5年度設定分）	同 上	20,900千円
川越市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償（令和5年度融資分）	令和5年度以降	県信用保証協会が行う保証債務額のうち川越市が負担すべき額及び利子
川越市中小企業融資に係る利子補給金（令和5年度融資分）	同 上	融資取扱金融機関との契約に基づく利子補給額

事 項	期 間	限 度 額
準用河川久保川改修工事（岸町3丁目）（令和5年度設定分）	令和6年度	56,100千円
立地適正化計画改定検討業務委託	同 上	7,000千円
川越線南古谷駅に係る自由通路設置及び橋上化等に関する実施設計に要する負担金	令和5年度から 令和6年度まで	198,000千円
川越市立芳野中学校エレベーター改修工事	令和6年度	28,000千円
川越市立川越高等学校エレベーター改修工事	同 上	23,400千円
川越市立菅間学校給食センターボイラ更新工事	同 上	44,770千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁用自動車 管理事業費	千円 4,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えするこ とができる。
市民センター 整備事業費	115,900	同上	同上	同上
地域ふれあい センター改修事業費	3,600	同上	同上	同上
文化施設設備 整備事業費	7,400	同上	同上	同上
美術館改修 整備事業費	8,600	同上	同上	同上
総合体育館設備 改修事業費	3,800	同上	同上	同上
陸上競技場 改修事業費	19,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合福祉センター 施設改修事業費	千円 29,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
民間社会福祉施設 整備事業費	15,800	同上	同上	同上
みよしの支援 センター施設 改修事業費	14,900	同上	同上	同上
旧東後楽会館 解体事業費	132,700	同上	同上	同上
民間保育施設 整備事業費	1,200	同上	同上	同上
公立保育施設 整備事業費	114,500	同上	同上	同上
保健所等 改修事業費	22,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物運搬施設 整備事業費	千円 4,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
市民聖苑やすらぎの さと設備整備事業費	19,500	同上	同上	同上
清掃運搬施設 整備事業費	13,200	同上	同上	同上
東清掃センター 施設管理事業費	68,700	同上	同上	同上
資源化センター 施設管理事業費	671,800	同上	同上	同上
雨水建設改良事業費	260,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	36,700	同上	同上	同上
グリーンツーリズム 拠点施設事業費	194,500	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路環境整備事業費	千円 261,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設改良事業費	423,500	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費	85,200	同上	同上	同上
河川整備事業費	660,500	同上	同上	同上
南古谷駅周辺地区整備事業費	160,600	同上	同上	同上
川越駅西口都市基盤整備事業費	184,200	同上	同上	同上
新河岸駅周辺地区整備事業費	19,400	同上	同上	同上
街路事業費	1,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
歴史的地区環境 整備街路事業費	千円 87,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
公園整備事業費	1,322,200	同上	同上	同上
旧川越織物市場 整備事業費	90,500	同上	同上	同上
公営住宅改修事業費	105,200	同上	同上	同上
教育センター施設 整備事業費	3,900	同上	同上	同上
認定こども園施設 整備事業費	5,000	同上	同上	同上
小学校施設 整備事業費	61,500	同上	同上	同上
小学校大規模 改造事業費	3,600	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校体育館空調 設備等整備事業費	千円 245,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
中学校施設 整備事業費	47,000	同上	同上	同上
中学校傾斜地 整備事業費	5,000	同上	同上	同上
中学校大規模 改造事業費	3,600	同上	同上	同上
中学校体育館空調 設備等整備事業費	378,200	同上	同上	同上
高等学校改修 整備事業費	46,700	同上	同上	同上
学童保育室 整備事業費	23,900	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財改修 整備事業費	千円 50,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
博物館等改修 整備事業費	186,700	同上	同上	同上
霞ヶ関北公民館 建設事業費	36,700	同上	同上	同上
公民館改修 整備事業費	19,200	同上	同上	同上
図書館改修 整備事業費	53,900	同上	同上	同上
学校給食センター 施設整備事業費	37,600	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 750,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第 27 号

令和 5 年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,461,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 13 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		6,727,434 千円
	1 国民健康保険税	6,727,434
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		22,488,573
	1 県補助金	22,488,573
4 繰入金		2,760,489
	1 他会計繰入金	2,760,489
5 繰越金		350,000
	1 繰越金	350,000
6 諸収入		135,003
	1 延滞金、加算金及び過料	88,030
	2 市預金利子	33
	3 貸付金元金収入	736
	4 雑収入	46,204
歳入合計		32,461,500

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		466,203 千円
	1 総務管理費	284,648
	2 徴税費	179,554
	3 運営協議会費	901
	4 趣旨普及費	1,100
2 保険給付費		22,297,043
	1 療養諸費	19,005,645
	2 高額療養費	3,158,253
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	103,044

款	項	金 額
	5 葬 祭 諸 費	27,000 千円
	6 傷 病 手 当 諸 費	3,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		9,210,705
	1 医 療 給 付 費 分	6,077,198
	2 後 期 高 齡 者 支 援 金 等 分	2,324,412
	3 介 護 納 付 金 分	809,095
4 共 同 事 業 抛 出 金		7
	1 共 同 事 業 抛 出 金	7
5 保 健 事 業 費		416,447
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	353,536
	2 保 健 事 業 費	62,911
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		41,094
	1 償 還 金 利 子 及 び 還 付 加 算 金	40,693
	2 延 滞 金	1
	3 貸 付 金	400
8 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	32,461,500

議案第28号

令和5年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,562,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,598,639 千円
	1 後期高齢者医療保険料	4,598,639
2 繰入金		946,156
	1 一般会計繰入金	946,156
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		8,105
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001
	2 償還金及び還付加算金	7,100
	3 預金利子	4
歳入	合計	5,562,900

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		164,708 千円
	1 総務管理費	144,086
	2 徴収費	20,622
2 広域連合納付金		5,388,092
	1 広域連合納付金	5,388,092
3 諸支出金		7,100
	1 償還金及び還付加算金	7,100
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	5,562,900

議案第29号

令和5年度川越市歯科診療事業特別会計予算

令和5年度川越市歯科診療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 診療収入		29,140 千円
	1 外来収入	29,140
2 使用料及び手数料		125
	1 使用料	105
	2 手数料	20
3 繰入金		54,134
	1 他会計繰入金	54,134
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		300
	1 市預金利子	1
	2 雑入	299
歳入合計		83,700

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		71,305 千円
	1 施設管理費	71,305
2 医療費		9,394
	1 医療費	9,394
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		83,700

議案第30号

令和5年度川越市介護保険事業特別会計予算

令和5年度川越市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,336,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 保 險 料		5,933,649 千円
	1 介 護 保 險 料	5,933,649
2 国 庫 支 出 金		5,167,124
	1 国 庫 負 担 金	4,540,277
	2 国 庫 補 助 金	626,847
3 支 払 基 金 交 付 金		6,977,964
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,977,964
4 県 支 出 金		3,733,270
	1 県 負 担 金	3,634,492
	2 県 補 助 金	98,778
5 財 産 収 入		3,179
	1 財 産 運 用 収 入	3,179
6 繰 入 金		4,440,996
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,675,067
	2 基 金 繰 入 金	765,929
7 繰 越 金		80,000
	1 繰 越 金	80,000
8 諸 収 入		18
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	13
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	26,336,200

(2) 歳出

款	項	金額
1 総 務 費		270,383 千円
	1 総 務 管 理 費	30,870
	2 徴 収 費	22,846
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	215,765

款	項	金額
	4 趣 旨 普 及 費	902 千円
2 保 險 給 付 費		25,153,140
	1 介 護 サービス等諸費	23,397,762
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	537,933
	3 そ の 他 諸 費	17,586
	4 高 額 介 護 サービス等費	587,175
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	100,081
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	512,603
3 地 域 支 援 事 業 費		751,970
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	70,867
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	643,066
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	36,311
	4 そ の 他 諸 費	1,726
4 基 金 積 立 金		3,179
	1 基 金 積 立 金	3,179
5 諸 支 出 金		127,528
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,050
	2 繰 出 金	121,478
6 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	26,336,200

議案第 3 1 号

令和 5 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 繰入金		509 千円
	1 他会計繰入金	509
2 繰越金		17,293
	1 繰越金	17,293
3 諸収入		68,498
	1 市預金利子	1
	2 貸付金元利収入	68,330
	3 雑収入	167
歳入合計		86,300

(2) 歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		86,300 千円
	1 総務費	86,300
歳出合計		86,300

議案第 3 2 号

令和 5 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 使用料		108,548 千円
	1 使用料	108,548
2 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
3 諸収入		852
	1 市預金利子	1
	2 雑入	851
歳入合計		114,400

(2) 歳出

款	項	金額
1 事業費		112,258 千円
	1 事業費	112,258
2 公債費		1,142
	1 公債費	1,142
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		114,400

議案第 33 号

令和 5 年度川越市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度川越市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 207,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		161 千円
	1 分担金	161
2 使用料及び手数料		23,671
	1 使用料	23,671
3 繰入金		75,000
	1 他会計繰入金	75,000
4 繰越金		79,365
	1 繰越金	79,365
5 諸収入		3
	1 市預金利子	1
	2 延滞金	1
	3 雑入	1
6 市債		29,300
	1 市債	29,300
歳入合計		207,500

(2) 歳出

款	項	金額
1 農業集落排水総務費		134,595 千円
	1 総務管理費	134,595
2 公債費		68,905
	1 公債費	68,905
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		207,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 29,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。</p> <p>ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>

議案第34号

令和5年度川越市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(月平均)	165,300戸
(2) 年間総配水量	39,844,600m ³
(3) 一日平均配水量	108,865m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

配水管新設、改良等 事業費 3,376,172千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	6,970,680千円
第1項 営業収益	6,509,872千円
第2項 営業外収益	460,793千円
第3項 特別利益	15千円
支 出	
第1款 水道事業費用	6,695,084千円
第1項 営業費用	6,607,231千円
第2項 営業外費用	77,602千円
第3項 特別損失	5,251千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,986,858千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額222,195千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金100,000

千円、過年度分損益勘定留保資金1,276,027千円及び当年度分損益勘定留保資金1,188,636千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	1,080,011千円
第1項 企業債	600,000千円
第2項 国庫補助金	4,221千円
第3項 他会計負担金	43,481千円
第4項 工事負担金	345,854千円
第5項 水道施設加入金	86,454千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	4,066,869千円
第1項 建設改良費	3,388,168千円
第2項 企業債償還金	673,701千円
第3項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	大字の場配水管改良 事業	千円		千円
			425,535	令和5年度	255,300
				令和6年度	170,235
		149,050	令和5年度	89,400	
			令和6年度	59,650	
		356,070	令和5年度	213,600	
令和6年度	142,470				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日中・夜間緊急出動業務委託(単価契約)	令和5年度から 令和6年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額
水道管保守業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額
漏水対応等業務委託(単価契約)	令和5年度から 令和6年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
配水管更新 事業費	千円 600,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 671,906 千円

(2) 交 際 費 43 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、31,474 千円と定める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第35号

令和5年度川越市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗便所設置戸数	146,300戸
(2) 年間処理水量	49,000,000m ³
(3) 一日平均処理水量	133,880m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
公共下水道施設整備	事業費 1,972,100千円
公共下水道施設改良	事業費 1,340,745千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	6,416,869千円
第1項 営業収益	4,702,366千円
第2項 営業外収益	1,694,495千円
第3項 特別利益	20,008千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,152,324千円
第1項 営業費用	5,903,000千円
第2項 営業外費用	221,346千円
第3項 特別損失	22,978千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,669,452千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額186,123千円、過年度分損益勘定留保資金2,908,464千円及び当年度分損益勘定留保資金574,865千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	971,611千円
第1項 企業債	500,000千円
第2項 国庫補助金	73,000千円
第3項 工事負担金	738千円
第4項 受益者負担金	30,200千円
第5項 分担金	9,300千円
第6項 他会計負担金	55,409千円
第7項 他会計補助金	302,963千円
第8項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	4,641,063千円
第1項 建設改良費	3,627,519千円
第2項 企業債償還金	1,008,544千円
第3項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	大字寺尾汚水幹線布 設替事業	684,935	令和5年度	273,900
				令和6年度	243,870
				令和7年度	167,165
		新宿町二丁目下水道 人孔更生事業	438,900	令和5年度	263,300
				令和6年度	175,600
		芳野台汚水中継ポン プ場耐震補強事業	270,000	令和5年度	162,000
		令和6年度	108,000		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市水洗便所改造資金融資あつせん 条例による損失補償(令和5年度融資 分)	令和5年度以降	回収されない元本及 び納付すべき利子の合 計額
埼玉県による寺尾調節池排水機場非常 用自家発電設備改築工事に対する負担金	令和5年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定す る埼玉県が行う寺尾調 節池排水機場非常用自 家発電設備改築工事に 要する費用のうち川越 市が負担すべき額(負 担割合31%)
高圧洗浄車の購入に要する経費	令和5年度から 令和6年度まで	27,500千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 500,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 596,783千円

(2) 交際費 43千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、324,436千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、25,608千円と定める。

令和5年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明